

《次世代育成支援対策推進法の取り組みについて》

●次世代育成支援対策推進法とは・・・・・・・・

少子化ストップのための仕組みである

少子化が急速に進む背景として、仕事と子育ての両立が困難な職場環境があると指摘されています。このような状況を踏まえ、国、地方、企業、国民が一体となって仕事と子育てが両立できる必要な雇用整備をすすめるため、平成 21 年 4 月 1 日に施行され、事業主に行動計画策定と届出、公表、周知が義務付けられました。(期間立法のため 27 年 3 月 31 日で終了)

企業規模(従業員数)	実施範囲
301 人以上	義務
101 人以上 300 人以下	義務
100 人以下	努力義務

※従業員範囲は社員、パート、アルバイト

●行動計画の流れ・・・・・・・・

